

【旧教育課程履修者等に対する経過措置科目】

教科	経過措置科目
地理歴史・ 公民	『旧世界史A』，『旧世界史B』，『旧日本史A』，『旧日本史B』， 『旧地理A』，『旧地理B』 『旧現代社会』，『旧倫理』，『旧政治・経済』，『旧倫理，旧政治・経済』
数 学	『旧数学Ⅰ』，『旧数学Ⅰ・旧数学A』 『旧数学Ⅱ』，『旧数学Ⅱ・旧数学B』，『旧簿記・会計』，『旧情報関係基礎』
情 報	『旧情報（仮）』

※『旧情報（仮）』の出題範囲は、平成21年3月告示の高等学校学習指導要領の「社会と情報」及び「情報の科学」の内容となります。

（備考）『 』は大学入学共通テストにおける出題科目を表し、「 」は高等学校学習指導要領上設定されている科目を表す。

令和7年度大学入学共通テストにおける 新教育課程履修者と旧教育課程履修者等の定義

新教育課程履修者	<ul style="list-style-type: none"> ① 高等学校（特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）に令和4年4月以降に入学し、平成30年告示学習指導要領に基づく教育課程の下で学び、令和7年3月に卒業見込みの者 ② 中等教育学校の後期課程に令和4年4月以降に進級し、平成30年告示学習指導要領に基づく教育課程の下で学び、令和7年3月卒業見込みの者
旧教育課程履修者等	<p>上記以外の者</p> <p>* 高等学校等卒業生、高等学校卒業程度認定試験合格者又は合格見込者、大学入学資格検定合格者、高等専門学校第3学年修了者又は修了見込者、高等専修学校（文部科学大臣に指定された高等専修学校に限る。）修了者又は修了見込み者、外国の学校等修了者又は修了見込者、在外教育施設修了者又は修了見込者、及び高等学校等を令和7年3月卒業見込みであるが入学は令和4年3月以前の者など上記に該当しない者</p>

※「新教育課程」とは、令和4年4月1日から適用された高等学校学習指導要領（平成30年3月30日文科省告示第68号）に基づく教育課程をいいます。